

放課後等デイサービス事業所 御中
児童発達支援事業所 御中

江東区障害福祉部障害者施策課長
江東区障害福祉部障害者支援課長

緊急事態宣言の解除に伴う障害児通所支援事業所の対応について（その2）

日頃より、江東区の障害福祉の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件については、令和2年5月29日付で東京都から各事業所あてに事務連絡（以下、「都通知」という。）が発出されているところですが、本区の考え方を示しますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 運営について

都通知に記載のとおり、6月1日以降は原則開所をお願いする。

なお、各事業所における新型コロナウイルス感染防止策の整備や職員の確保などの受入態勢によっては、保護者と調整のうえ、段階的な受入拡大も考えられる。

2 請求単価について（放課後等デイサービスのみ）

都通知に記載のとおり、分散登校を行う際に、学校の一部を休業としている場合には、全部を休業しているものとして、学校休業日の単価を適用する。

分散登校については、江東区立の学校は6月12日までは分散登校を実施することとしているが、都立学校（特別支援学校含む）は、令和2年5月28日付、2教総第539号「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の「新しい日常」の定着に向けて～」の策定について（通知）において、学校の段階的な再開についての期間を示しており、そこでは6月26日頃までは分散登校を行うことが想定されている。

このように、全ての学校が通常通りの登校になる時期が明確ではなく、現時点で学校休業日の単価を適用する期間の終期についてお示しすることはできないことから、終期については学校の運営状況や今後の国、都からの通知を踏まえ、別途通知する。

3 代替的サービスについて

児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、事業所が居宅への訪問、電話その他の方法で児童の健康管理や自宅で問題が生じていないか等の確認、保護者への相談援助などの可能な範囲での支援の提供を行い、当該相談援助の内容について記録を行ったことを以て通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬の対象としているが、その際に実施すべき支援内容は、令和2年5月8日付、2江障第297号で示したものと、支援内容を東京都が各事業所に送付している都独自様式(都通知で示された6月1日以降に使用する様式)に記録すること。

なお、適用期間の終期については、今後の国、都からの通知を踏まえ、別途通知する。

【参考】

(東京都通知)

- ・緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う障害児通所支援事業所の対応について(通知)(令和2年5月29日付事務連絡)

(江東区通知)

- ・緊急事態宣言の延長を踏まえた障害児通所支援事業所の対応について(令和2年5月8日付、2江障第297号)

【問い合わせ先】江東区障害福祉部障害者支援課

(請求に関する事) 支援調整係 03-3647-9507

(支援や記録等に関する事) 在宅生活相談係 03-3647-4308